

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名	福島地方環境事務所
業 務 名	令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う土地評価業務
契 約 年 月 日	令和8年4月8日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	福島地方環境事務所
契 約 業 者 名	公益社団法人 福島県不動産鑑定士協会
契 約 業 者 の 住 所	福島県郡山市桑野2丁目5番1号
工 期 (自)	令和8年4月8日
工 期 (至)	令和9年3月31日
業 務 概 要	本業務は、今後、地権者等に対して土地価格等について説明しなければならないことから、事業用地内の土地の評価等を行うことを目的とするものである。
契 約 金 額	金4,224,000円 (消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	金4,491,300円 (消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

業 務 名	令和 8 年度中間貯蔵施設設置に伴う土地評価業務
契約業者名	公益社団法人 福島県不動産鑑定士協会
随意契約理由	<p>本業務は、日本で初の原発事故に伴う復興事業として、帰還困難区域という特別な区域に設置する中間貯蔵施設の用地を取得するために必要な不動産取引調査、不動産鑑定評価等を行い、調査報告書を作成するものである。</p> <p>本業務を実施するためには、次の能力が求められる。</p> <p>① 帰還困難区域内の不動産鑑定評価は、研究的側面を含む特殊性から、通常の不動産鑑定評価の範疇を超えた難解な案件の処理業務であり、帰還 困難区域の土地評価の連続性並びに均衡性を保つため、帰還困難区域の不動産鑑定評価の手法に熟知している必要がある。</p> <p>② 標準地価格に係る調査報告書作成 2 2 地点、地上権価格に係る調査報告書作成 2 0 地点の業務を迅速、かつ、的確に実施するためには不動産鑑定士 5 名程度及び指導、調整等を行う者が必要であるが、福島県内の不動産鑑定士事務所には最大 3 名の不動産鑑定士を有する事務所しかない中で、本業務を円滑に実施できる体制が確保できる組織である必要がある。</p> <p>③ 中間貯蔵施設区域周辺は、特定復興再生拠点区域におけるインフラ整備を行ったが、帰還を希望する住民の生活環境の拡充を目指し、特定帰還居住区域の復興再生計画を策定し、住民が生活出来るエリアの拡大を図っている。そのことにより土地取引に動きが出てきており、現地における 最新の土地取引事情や、周辺で輻輳する公共事業等による不動産鑑定評価額との緊密な調整等ができる必要がある。</p> <p>上記の能力が求められるところ、公益社団法人福島県不動産鑑定士協会は、次に示すとおり本業務を実施できる国内唯一の組織である。</p> <p>① 上記法人においては、帰還困難区域の不動産鑑定評価等について、会員間で情報交換を行っており、帰還困難区域における不動産鑑定評価手法に精通している。</p> <p>② 福島県下の不動産鑑定士 3 6 名（3 4 事務所）で構成されており、本業務の作業量に対応できる。</p>

③ 上記法人に常設されている調査研究委員会第3分科会（浜通り担当）において、大熊町、双葉町を含む浜通り地域における最新の不動産取引事例や事情、不動産鑑定評価等について情報交換を行っており、帰還困難区域及びその周辺の不動産事情等に精通しているとともに、不動産鑑定士間の調整等も支障なく行うことができる。

以上のことから、行政事務の達成に不可欠となる地域の特殊事情を熟知し、業務を迅速かつ的確に実施するための人数等の諸条件が平成18年8月25日付財務大臣通知（財計第2017号）の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の口に準ずるものと認められるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約相手方として上記法人と随意契約を締結するものである。